

掛川市告示第14号

掛川市障害者福祉施設通所費助成要綱（平成17年掛川市告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月14日

掛川市長 松井三郎

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。